

平成26年2月第1回松阪市議会定例会

請願文書表

受理番号	請願第2号
受理年月日	平成26年2月26日
件名	「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書
請願者の住所及び氏名	津市柳山津興1535番地23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信
請願要旨	別紙のとおり
紹介議員	今井 一久 久松 優生 松田 千代

2014年 2月 26日

松阪市 議会議長様

中島清晴様

請願者 三重県社会保障推進協議会

会長 林 友信

津市柳山津興1535-23

TEL059-225-8845

紹介議員

久松倫生
今サース
松田千代

『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書 採択を求める請願書

社会保障・税一体改革の一環として、介護保険見直しを検討してきた厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会で12月20日に「介護保険制度見直しに関する意見」(以下「見直し意見」)をまとめました。その内容は、介護保険制度の掲げた「介護の社会化」を縮小させ、利用者、ご家族、介護事業所、労働者、自治体等に大きな負担を負わすものです。

給付の抑制を図ることを口実に、「要支援者」を介護保険の給付対象から外して市町村が裁量で行う地域支援事業に移行、施設入所を要介護3以上に限定、一定以上の所得がある利用者の負担引き上げが盛り込まれています。

地域支援事業の財源は一定の範囲内で介護保険財政から支出されるものの、事業内容は市町村の裁量とされ、介護にあたる人員や運営の基準もなく、ボランティアやNPOなどの「地域力」を活用することになります。が、地域の受け皿は十分ではなく、市町村との懇談会でも「同じようなサービスは実施できない」と行政も認めています。

さらに、多くの利用者が訪問介護・通所介護のサービスから外され、報酬が下がることになれば、多くの介護事業所の経営は大変困難になることも予想され、事業所の縮小・閉鎖、職員の非正規化や賃金の切り下げなどによる介護職員の離職がさらにすすむことも危惧されます。

また、特別養護老人ホームの入居を原則要介護3以上の高齢者に制限するとしていますが、すでに入所している人が要介護1、2に改善した場合、経過措置が過ぎてからは追い出す方針も打ち出されています。介護施設の入居待機者は全国で42万人、そのうち要介護1、2の人は31%にも上っています。これでは、要介護1、2の高齢者の行き場所がなく「介護難民」という事態にもなってしまいます。現場の実態とかけ離れた制度改定案はきっぱり撤回すべきです。

制度開始以来、介護保険料は改定のたびにあがっており、そのうえ利用料負担を上乗せすることは、必要な介護を奪うことに繋がるのではないかと懸念が広がっています。国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきと考えます。

以上の趣旨から、下記の通り要望するものです。

記

【請願項目】

1. 要支援者に対する介護予防給付を従来通り継続すること
2. 特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず、従来通りとすること。
3. 利用者負担を増やさないこと。
4. 介護保険財政に国が責任を持つこと。

以上

